

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年4月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

1 工事概要

- (1) 工事名 : 駐屯地高圧ケーブル取替工事
- (2) 工事場所: 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
電気設備工事 1式
- (4) 工期 : 令和9年2月26日(金)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
- また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
 ア 本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等を配置すること。
 イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第363会計隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大潟町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班 担当 清野 TEL 0956-47-2166(内線2342) FAX 0956-47-2166(内線2344)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大潟町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 業務隊管理科受電所 担当 眞浦 TEL 0956-47-2166(内線2375)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和8年4月25日(土) から 令和8年5月14日(木) まで
 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年5月14日(木) 午後1時00分まで
 イ 提出方法 : 3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

ア 受領期限: 令和8年5月27日(水)
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年5月27日(水) 午後1時30分
 イ 場所 : 相浦駐屯地会計隊入札室

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金 納付
実施要領は、契約締結後別に示す。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否 :要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (15) 4月25日(土)から5月10日(日)の間は春期休暇のため対応できないので、当該時期以外で問い合わせること。
- (14) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

- 1 工事件名：駐屯地高圧ケーブル取替工事
- 2 工事場所：長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 2 6 日（金）
- 4 工事概要

- (1) 受電所～2－1 キュービクル間の高圧ケーブルを 2 2 mm²から 3 8 mm²に更新するもの。
- (2) 細部実施項目は下記のとおりとする。

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
(1) 電気工事			
ケーブル配線	既存の埋設管（GLT70）に配線 6KV EM-CET38（E-T）	325m	
ケーブル端末処理	2 2 mm ² / 3 8 mm ² 用	1 式	
(2) 撤去工事			
ケーブル撤去	6KV EM-CET22	325m	
(3) その他工事			
耐圧ケーブル試験	直流試験（20700V）	1 式	
発電機リース	2 5 KVA、4 5 KVA	各 1 台	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」「公共建築改修工事標準仕様書（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・工事工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A 4 判アルバム（プリント可）に整理のうえ 1 部提出すること。
- (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、J I S 又は J

A Sマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。

ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

ウ 安定的な供給が可能であること。

エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

(10) 工事に必要な電気・水については官給しないものとするが、監督官との協議により国の施設から使用する場合すべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。

(11) 駐屯地の出入門時間は、8時30分～18時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。

(12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約0.5km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、

● 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。

(13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

(14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。

(15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

(16) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、●印が付いたものを適用する。

(17) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項 ※[]内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

(1) 本工事で使用する材料については下記のとおりとする。

材料名	規格	数量	備考	材料検査
高圧ケーブル	EM-CET38 mm ² (E-T)	325m	既存 CET22 mm ²	●
端末処理材	EM3 CET22, 38	2セット		●

(2) 受電所より2－1キュービクル間の高圧ケーブルを取替すること。

(3)

7 提出書類

(1) 種類・部数

ア 工程表	1部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ 工事打合簿、工事日誌	1部（その都度）
エ 材料検査簿	1部（材料搬入時）
オ 使用材料承認願及び承認図等	1部（すみやかに）

カ	作業写真	1 部（工事完了後すみやかに）
キ	工事内訳明細書	1 部（契約後すみやかに）
ク	発生材引渡書	1 部（必要時のみ、引渡時）
ケ	施工体制台帳の写し	1 部（工事施工前及び変更時）
コ	各種報告書、試験成績書等	1 部（工事完了後すみやかに）
サ	その他指示された書類（その都度）	

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。

